

投資信託目論見書補完書面（MRF＝マネー・リザーブ・ファンド）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）
お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドの概要

ファンド名	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
設定・運用	大和アセットマネジメント株式会社
お申込み単位	1 円以上 1 円単位
お申込み手数料	手数料はありません

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドの販売手数料や信託報酬等の手数料につきましては、目論見書に記載しておりますが、当ファンドの有価証券売買時の売買手数料、資産の保管費用等の諸経費については、保有期間や売買条件等によりご負担額が異なりますので、表示することはできません。

当ファンドに係る手数料等の費用の合計額につきましては、上記の理由に加えて、お申込金額や保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

当社の概要

商 号 等 永和証券株式会社 金融商品取引業者
近畿財務局長（金商）第5号
本店所在地 〒541-0042 大阪市中央区今橋 1 丁目 7-22
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 5 億円（2026 年 03 月 31 日現在）
主 な 事 業 金融商品取引業
創 立 年 月 昭和 24 年 04 月
連 絡 先 06-6231-9329 又はお取引のある本支店にご連絡下さい。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒541-0042 大阪市中央区今橋 1 丁目 7-22 監査部
電話番号 : 06-6231-9329
受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館
電話番号: 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)
受付時間: 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）